

平成26年4月1日規程第42号

独立行政法人地域医療機能推進機構内部通報事務手続規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 内部通報の受付・受理等（第3条―第8条）
- 第3章 調査及び措置（第9条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条―第17条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に関し、内部の職員等からの法令違反行為に関する通報を、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）内において適切に処理するために必要な手続を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「内部の職員等」とは、機構の役員（理事長、理事及び監事をいう。以下同じ。）及び職員又は通報の日前1年以内に機構を退職した者、並びに機構が法第二条第1項第二号及び第三号の事業者である場合における同項第二号及び第三号の派遣労働者又は派遣労働者であった者をいう。

2 この規程において「通報対象事実」とは、法第二条第3項に規定する事実であって、機構又は機構の事業に従事する場合における役員及び職員、代理人その他の者についての法令違反行為の事実をいう。

なお、機構の事業と全く無関係な私生活上の法令違反行為の事実は含まない。

3 この規程において「通報」とは、内部の職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、機構に設置された窓口に知らせることをいう。

4 この規程において「相談」とは、内部の職員等が通報に先立ち機構から必要な助言を受けることをいう。

5 この規程において「受付」とは、内部の職員等からの相談及び通報を受けることをいう。

- 6 この規程において「受理」とは、内部の職員等からの通報について、法令違反行為に関する通報として受け付けることをいう。

第2章 内部通報の受付・受理等

(受付の範囲)

第3条 機構は、内部の職員等からの通報対象事実に関する相談及び通報を受け付けるものとする。

(利益相反の排除)

第4条 通報の処理に関与する役職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(通報相談窓口の設置)

第5条 機構に内部の職員等からの相談又は通報を受け付ける窓口（以下「通報相談窓口」という。）を設置し、内部の職員等からの相談又は通報を受け付ける職員（以下「通報相談員」という。）を配置する。

- 2 通報相談窓口は、本部においては総務部総務課、各地区事務所においては総務経理課、各病院においては総務企画課に設置する。
- 3 通報相談員については、本部にあつては総務部総務課長、各地区事務所にあつては総務経理課長、各病院にあつては事務部総務企画課長（事務部を置かない病院にあつては事務長が指名する者）とする。

(内部通報)

第6条 内部の職員等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われるときは、前条の通報相談窓口に対し、その旨を相談及び通報（以下「内部通報」という。）をすることができる。

- 2 内部通報は、次の各号に掲げる事項について書面の提出（郵送等による提出を含む。）又は電話によって行うものとする。
 - 一 通報を行う者の所属、氏名及び連絡先（当該事項の全部又は一部が明らかにされない場合でも可とする）
 - 二 事案発生年月日
 - 三 事案発生場所
 - 四 通報対象者の所属及び氏名
 - 五 事案の概要

六 事案を知った経緯

七 内容を裏付ける資料の有無

(内部通報としての受理)

第7条 通報相談員は、内部の職員等からの相談又は通報について、事実の詳細その他必要な情報を聴取し、その通報が前条第1項及び第2項の規定に該当すると認められた場合には、内部通報として受理する。

2 通報相談員は、相談又は通報の聴取に際して、相談又は通報をした内部の職員等の秘密を保持するため、当該内部の職員等が特定されないように十分に配慮するとともに、当該相談又は通報による不利益な取扱いがないこと及び当該内部の職員等の秘密は保持されることを当該内部の職員等に対し説明するものとする。

第8条 通報相談員は、内部の職員等からの通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理せず情報提供として受け付ける旨を、別紙様式1又は別紙様式2により、当該内部の職員等に対し、遅滞なく通知しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する通報は、内部通報として受理せず情報提供として受け付けるものとする。

一 この規程に定められた要件を満たさない通報

二 内容が著しく不分明な通報

三 内容が虚偽であることが明らかな通報

四 前各号に定めるもののほか受理することが相当でないと認められる通報

(内部通報の報告)

第9条 通報相談員は、内部通報として受理することを決定した通報を本部においては総務部長、各地区事務所においては統括部長、各病院においては事務部長又は事務長（以下「総務部長等」という。）に報告しなければならない。

2 各病院の事務部長又は事務長は、前項の通報を各地区事務所の統括部長に報告しなければならない。

3 各地区事務所の統括部長は、第1項の通報及び前項の規定により受けた報告について、総務部長に報告しなければならない。

- 4 総務部長等は、第1項及び前項の報告を受けた場合、当該報告について、本部においては内部統制担当役員、各地区事務所においては各地区担当理事、各病院においては各院長に報告しなければならない。
- 5 前項の報告を受けた内部統制担当役員は、事案の重要性に応じ、理事長及び監事に報告するものとする。
- 6 第1項の通報が理事長、内部統制役員、地区担当理事、院長及び総務部長等に関係する事案である場合は、通報相談員は監事に報告しなければならない。

(整理票の提出)

第10条 通報を受理した通報相談員は、法令違反行為に関する通報対象事実整理票(別紙様式3)(以下「整理票」という。)に所要の事項を記録しなければならない。

第11条 独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則(平成26年規程第17号)第5条に定める所属長(以下「所属長」という。)は、通報相談員が前年度に受理した整理票の写しを、毎年4月15日までに理事長に提出するものとする。

第3章 調査及び措置

(調査の実施)

第12条 通報を受理した通報相談員は、当該通報について、調査の必要性を検討した上で、調査の必要性が認められた場合には、当該通報を行った内部の職員等(以下「通報者」という。)を保護するため、通報者が特定されないように十分に配慮しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

- 2 通報相談員は、通報について調査を行う場合はその旨及び着手の時期並びに当該通報の受理から処理の終了まで(以下「通報の処理」という。)に必要なと見込まれる期間を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、別紙様式1により、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。
- 3 通報相談員は、調査の進捗状況を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、別紙様式4により、通報者に対して通知するよう努めなければならない。
- 4 通報相談員は、調査終了後、速やかに調査結果を取りまとめ、その結果を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、別紙様式5により、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

(協力義務)

第13条 機構の職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に

誠実に協力しなければならない。

- 2 機構は、行政機関その他公の機関から、公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(調査結果に基づく措置)

第14条 通報相談員は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、所属長に報告を行い、所属長は速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。

- 2 通報相談員は、前項の是正措置等の内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、別紙様式5により、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

(通報の処理情報の提供)

第15条 通報相談員は、前項の是正措置等の内容を、通報の処理に関して通報者から照会を受けた場合には、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、可能な範囲で情報提供することができる。

(是正措置等の報告)

第16条 各病院及び各地区事務所の通報相談員は、第14条第1項の規定により講じた是正措置等の結果を総務部長に報告しなければならない。

- 2 総務部長は、第14条第1項の規定により講じた是正措置等の結果及び前項の規定により受けた報告について、理事長、内部統制担当役員及び監事に遅延なく報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた内部統制担当役員は、是正措置等について確認を行い、適切に機能していない場合には、改めて是正措置等を講じるものとする。

(通報者等の保護)

第17条 機構本部及び各地区事務所、各病院は、当該通報者が相談又は内部通報をしたことを理由として、当該通報者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持義務)

第18条 この規程による通報の処理に関与した役職員は、正当な理由なく、その関与により知り得た通報者を特定させる情報及びその他の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 調査に協力した者は、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護の徹底)

第19条 通報の処理に関与した役職員は、正当な理由なく、個人情報その他当該通報に関して知ることのできた秘密を開示してはならない。

2 通報の処理に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(通報者のフォローアップ)

第20条 通報相談員は、通報の処理の終了後、通報者に対して通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないか等について確認し、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとるなど、通報者を保護するために必要なフォローアップを行うものとする。

第4章 雑則

(通報関連文書の管理)

第21条 通報の処理に係る記録及び関係資料については、独立行政法人地域医療機能推進機構の保有する個人情報の開示等の手続に関する規程（平成26年規程第58号）及び独立行政法人地域医療機能推進機構文書管理規程（平成26年規程第4号。以下「文書管理規程」という。）に基づき適切な方法で管理するものとする。

2 文書管理規程における文書の保存期間については5年とする。

(その他)

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第48号）

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第10号）

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和４年規程第２８号）

（施行期日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第４５号）

（施行期日等）

この規程は、令和４年６月１７日から施行し、令和４年６月１日から適用する。

別紙様式1（第8条第1項及び第12条第2項関係）

年 月 日

様

所 属
担当課

法令違反行為に関する通報受理等通知

令和 年 月 日付で当課あてになされた通報について、次のとおり取り扱うことに決定いたしましたので、独立行政法人地域医療機能推進機構内部通報事務手続規程（平成26年規程第42号）第8条第1項（第12条第2項）の規定により通知いたします。

件名	
通報の取り扱いについて	（受理した旨通知する場合） 正式に受理いたします。
調査について	（調査を行う場合） 調査の 実施の有無： 有 調査開始時期： 月第 週 処理終了までに必要と推測される期間：約 か月間
	（調査を行わない場合） 調査の実施の有無： 無 調査を実施しない理由：
連絡先	

別紙様式 2 (第 8 条第 1 項関係)

年 月 日

様

所 属
担当課

情 報 提 供 受 付 通 知

令和 年 月 日付で当課あてになされた通報について、次のとおり不受理とし、情報提供として受け付けいたしましたので、独立行政法人地域医療機能推進機構内部通報事務手続規程（平成 2 6 年規程第 4 2 号）第 8 条第 1 項の規定により通知いたします。

件名	
不受理とした理由	
連絡先	

別紙様式3（第10条関係）

嚴重取扱注意

法令違反行為に関する通報対象事実整理票

整理番号		件名	
受付年月日	年 月 日		
受付者			
通報者	所 属：		
	氏 名：		
通報手段	面会・電話・郵便・電子 メール・ファクス・その 他（ ）		
連絡先	連絡先： 希望する連		
	絡方法等：		
通 報 内 容			
事案発生日	年 月 日（事案を知った日： 年 月 日）		
事案発生場所			
通報対象者の所属及び氏名			
所属：			
氏名： 事			
案の概要			
事案を知った経緯 内容を			
裏付ける資料の有無	有 ・ 無		
	（有の場合）資料の内容： 受理年		
月日	年 月 日		
調査の有無	有 ・ 無		
調査の経緯			

通報対象事実の有 無	有 ・ 無
	(有の場合) 該当法令 :
是正措置等の内容	有 ・ 無
	(有の場合) :
事後確認年月日	年 月 日
不利益取扱いの有 無	有 ・ 無
	(有の場合) 内容 :
法令違反行為の再 発の有無	有 ・ 無
	(有の場合) 内容 :

別紙様式4（第12条第3項関係）

年 月 日

様

所 属
担当課

法令違反行為に関する通報調査進捗状況通知

令和 年 月 日付で受理することを通知した、貴方からの通報内容に関する調査の進捗状況について、独立行政法人地域医療機能推進機構内部通報事務手続規程（平成26年規程第42号）第12条第3項の規定により通知いたします。

通報の内容又は 件名	
調査進捗状況	
連絡先	

別紙様式5（第12条第4項及び第14条第2項関係）

年 月 日

様

所 属
担当課

法令違反行為に関する通報調査結果（是正措置等）通知

令和 年 月 日付で受理することを通知した、貴方からの通報内容に関する調査結果（是正措置等）について、独立行政法人地域医療機能推進機構内部通報事務手続規程（平成26年規程第42号）第12条第4項（第14条第2項）の規定により通知いたします。

通報の内容又は 件名	
調査結果（是正 措置等）の内容	
連絡先	